

社会保険

# ほっかいど



2022  
No. 476

3

March

4

April

## INFORMATION

### 日本年金機構からのお知らせ P2

- 従業員の採用・退職に伴う社会保険の手続き
- 届書のご提出は電子申請が便利！
- 短時間労働者適用拡大についてご相談下さい

### 協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 令和4年度協会けんぽの健診のご案内
- 令和4年度の北海道支部保険料率について

### 労働保険の実務 P6

- 「雇用保険被保険者離職証明書」作成時の留意点 ほか

### 社会保険協会支部だより P7

### 100年時代に備える マネープラン P8

- 離婚による年金分割 ほか



北海道の小動物～エゾモモンガ 音更町

# 従業員の採用・退職に伴う社会保険の手続き

～ 被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届の適正な届出をお願いします ～

従業員の採用・退職に伴い、以下のとおり社会保険の手続きが必要となります。

## 従業員を採用したとき

従業員を採用した場合や、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき方が生じた場合、「被保険者資格取得届」を、事実発生日から5日以内に届出いただく必要があります。

被保険者資格取得届における添付書類は原則として必要ありませんが、以下のいずれかに該当する場合は必要となります。

### 【添付書類】

- 国民健康保険組合に引き続き加入し、一定の要件に該当する場合（ただし、国民健康保険組合の理事長が認めた場合に限り、事実発生から14日以内に届出を行う必要があります）

#### ☞健康保険被保険者適用除外承認申請書

（注）やむを得ない理由により14日以内に届出が出来なかった場合は、同時に当該やむを得ない理由を記載した理由書の添付が必要です。

- 外国籍の従業員を採用した際、当該従業員が個人番号と基礎年金番号が結びついていない場合、もしくは番号制度の対象外である方の場合

#### ☞厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届

また、70歳以上で、次の要件に該当する場合についても、届出いただく必要があります。

なお、厚生年金の被保険者ではないため、厚生年金保険料の負担はありません。

### 【70歳以上被用者該当要件】

- （ア）過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する方
  - （イ）厚生年金保険法第27条に規定する適用事業所に使用される方（※）であって、かつ、同法第12条各号に定める者に該当しない方
- （※）法人事業所の事業主を含む

## 従業員が退職したとき

従業員が退職した場合等、健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失した場合、「被保険者資格喪失届」を、事実発生日から5日以内に届出いただく必要があります。

また、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者が資格を喪失した場合には、以下の添付書類が必要となります。

- ①健康保険被保険者証（本人分及び被扶養者分）
- ②高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

※②については、交付されている場合のみ

## 60歳以上の方を退職後に継続再雇用した場合

60歳以上の方を、退職後1日の間もなく再雇用した場合、同日付の被保険者資格取得届と被保険者資格喪失届を同時に提出いただくことにより、再雇用後の給与にもとづき、標準報酬月額が決定されます。

その際、併せて以下の「①と②両方」または「③」の添付書類が必要となります。

- ①就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認ができるものに限り）
- ②雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことがわかるものに限り）
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書

# 届書のご提出は電子申請が便利！

～ ぜひ、電子申請をご利用ください ～

電子申請は24時間365日いつでもどこでも申請可能です。  
郵送費などのコスト削減も期待できます。  
GビズIDを使うと利用料なしで電子申請を始めることができます。  
電子申請を利用すると、紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。

保険証は紙で申請するより **3～4日**早く届きます。

4月の繁忙時期による届書のご提出は、ぜひ電子申請をご利用いただきますようお願いいたします。

日本年金機構 電子申請

検索

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。  
ご不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所へお電話ください。

# 短時間労働者適用拡大についてご相談下さい

～ 社会保険労務士がご説明に伺います ～

令和4年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。  
これにより、対象となる事業所や従業員の方々に制度改正の趣旨を十分に理解してもらうため、社会保険労務士等の専門家派遣による制度説明を無償で行っております。  
専門家等の派遣をご希望の場合は、お申し込みが必要となりますので、お近くの年金事務所までお申し込みください。

## ～ 社会保険労務士派遣にかかる依頼方法 ～

「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」(右図)をお近くの年金事務所にご提出ください。様式は日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。

ご提出がありましたら、事業所等へ社会保険労務士を講師として派遣し、制度説明をいたします。

ご不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所へお電話ください。

### 留意事項

- ・事業所等への個別相談についての講師派遣は、一事業所につき2回までとなります。
- ・講師派遣には、お申込みから3週間以上の日程調整が必要となります。
- ・日程や説明会の場所によっては、講師派遣が困難な場合があります。
- ・受託社会保険労務士がいる事業所は、当該社労士派遣はできません。また、社会保険労務士では対応困難な相談内容の場合は、年金事務所職員が伺うことがあります。

令和 年 月 日

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る  
専門家派遣依頼届

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家への個別相談または専門家を活用した説明会の開催等を希望することから、下記のとおり専門家派遣を依頼します。

① 事業所整理記号 ※1	—
② 事業所等名称	
③ 事業所等住所 / 電話番号	〒 — Tel: ( )
④ 会場名称/会場住所 ※2	
⑤ 希望日時 ※3	1. 年 月 日 / 時 分～( ) 2. 年 月 日 / 時 分～( ) 3. 年 月 日 / 時 分～( )
⑥ 従業員数(被保険者数)	人
⑦ セミナー・説明会参加人数 ※4	人
⑧ 相談内容 ※5	1. 適用拡大の手續相談 2. 適用拡大に伴う労務管理や助成金申請等の相談 3. 従業員向け説明会の講師 4. 従業員の個別面談対応 5. 事業主向けセミナーの講師 6. その他( )
⑨ 顧問契約する社会保険労務士の有無 ※6	1 いる 2 いない

〔記載要領〕  
※1：事業所の場合は記入してください。  
※2：事業所住所以外で開催される場合は記入してください。  
※3：希望日時を最大3つまで記入ください。希望開始時間の横の( )にはおおよその所要時間を記入ください。

# 令和4年度協会けんぽの健診のご案内

令和4年度の生活習慣病予防健診と特定健診についてご案内します。(令和4年1月現在の情報を掲載しています。)

## 生活習慣病予防健診

### どんな検査が受けられる？

- 一般健診**
- 診察等
  - 問診
  - 身体計測
  - 血圧測定
  - 尿検査
  - 血液検査
  - 心電図検査
  - 便潜血反応検査
  - 胸部レントゲン検査
  - 胃部レントゲン検査
  - 眼底検査 (医師の判断により実施)
- がん検診等

### 受診対象

**35～74歳\***  
の被保険者  
※75歳の誕生日の前日  
までの受診が必要です。

### 自己負担上限額

**7,169円**  
※眼底検査 +79円

その他、一般健診に追加して受けることができる健診（付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査）もご用意しております。

※20歳～38歳の偶数年齢の女性の方は、子宮頸がん検診のみ（単独）の受診も可能です。

受診には年齢などの条件がございます。詳細は、令和4年3月中旬頃に事業所さま宛送付予定のパンフレットをご確認ください。

## 特定健診

### どんな検査が受けられる？

- 特定健診**
- 診察等
  - 問診
  - 身体計測
  - 肝機能検査
  - 尿検査
  - 血中脂質検査
  - 血圧測定
  - 血糖検査

### 受診対象

**40～74歳\***  
の被扶養者  
※75歳の誕生日の前日  
までの受診が必要です。

### 自己負担上限額

**680円**  
※健診機関によって自己負担額  
が異なるので、最新の情報は  
ホームページをご覧ください。

無料集団健診（令和3年度は8月～翌年3月の開催）につきましては、開催地区周辺にお住まいの方に別途案内を送付しております。

受診には年齢などの条件がございます。詳細は、令和4年4月上旬頃に被保険者さまのご住所宛送付予定のパンフレットをご確認ください。

### マイナポータルで健診結果を確認！

- 1 生活習慣病予防健診、特定健診を受診すると、マイナポータルで健診結果の確認ができます。
  - 2 患者本人が同意すれば医師と健診の情報共有ができ、健診結果を踏まえた診療を受けることができます。
- ※事前にマイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。

# 令和4年度の北海道支部保険料率について

令和4年度の健康保険・介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。  
皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。（保険料額表はホームページをご覧ください。）

令和4年3月分（4月納付分）から変更

**1** 40歳以上65歳未満の  
被保険者（ご本人）さま

令和3年度	
12.25%	
健康保険料率	介護保険料率
10.45%	1.80%

**令和4年度**

12.03%

0.22%  
ポイント  
ダウン

健康保険料率	介護保険料率
10.39%	1.64%
↓0.06%ポイント	↓0.16%ポイント

**2** 上記①以外の  
被保険者（ご本人）さま

令和3年度	
10.45%	
健康保険料率	介護保険料率
10.45%	—

**令和4年度**

10.39%

0.06%  
ポイント  
ダウン

健康保険料率	介護保険料率
10.39%	—
↓0.06%ポイント	—

※任意継続被保険者の方は4月分（4月11日納付期限分）から変更となります。

北海道支部の保険料率が  
マイナスとなるのは初

新型コロナウイルス感染拡大により、  
加入者の皆さまの医療機関受診に対する行動変容が  
起こったことで、医療費の上昇が一時的に  
抑制されたことが主な要因です。

これらの要因は、あくまで“想定外の事象により起こったこと”です。この  
ような経験を踏まえたうえで、ご自身の健康づくりや医療のかかり方な  
どを振り返り、より最適な行動をすることが将来的な北海道の医療費上昇  
を抑えることにも結び付いていきます。

- 不急な外出抑制
- 感染症対策の徹底による発症予防  
etc...



加入者の皆さまには、引き続き以下の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

- ①健康診断・特定保健指導（健康サポート）を受けていただくこと
- ②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康事業所宣言）
- ③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を実践いただくこと

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは

 **全国健康保険協会 北海道支部**  
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



## 労働保険の実務

間もなく新年度が始まります。出会いと別れの季節でもあり、企業のご担当は従業員の入社や退社など様々な手続きで忙しく過ごすこととなります。従業員の異動には、雇用保険や社会保険などたくさんの手続きを伴いますが、特に作成時神経を使う資料のひとつに「雇用保険被保険者離職証明書」(以下「離職証明書」という。)があります。この離職証明書の作成・提出は、退職後従業員が求職者給付の基本手当等(以下「失業手当」という。)を受け取るために必要であり、労務管理上重要な手続きのひとつに位置付けられています。今回はこの離職証明書の作成時の留意点を中心に解説したいと思います。

### 特定社会保険労務士 背戸美樹 (せと みき)

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff(あぞふ)社会保険労務士事務所開業。法人向けコンサルティング業務に20年以上従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

厚生労働省委託事業における活動を含めて年間約100社の労務管理体制整備への助言を行っています。バックオフィス業務を視覚化し、ICTの積極活用による業務効率改善を通じて、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



### 雇用保険被保険者離職証明書の役割

失業手当は、雇用保険の被保険者であった者が離職し被保険者ではなくなったとき、失業中の生活を支え新しい仕事を探しながら、早期の再就職を促すために支給されるものです。失業手当の受給要件は、退職者に求職の意思があること、原則離職前2年間に雇用保険被保険者であった期間のうち11日以上(11日以上ない場合は、80時間以上)働いた完全な月が12か月以上あること(特定受給資格者、特定理由離職者は除く)が求められます。

失業手当の受給期間や受給額は、原則雇用保険の被保険者期間の長さや離職前の賃金に基づき決められます。

失業手当の受給資格の判定や受給期間や受給額確定のために、会社は離職証明書を作成し、管轄のハローワークへ提出します。ハローワークが離職証明書に基づき離職票を発行し、離職票が退職した従業員のもとへ届くと失業手当の受給に向けた申請を行うベースが整う、ということになります。

### 「雇用保険被保険者離職証明書」作成時のポイント！

- ① 離職証明書は、従業員の退職日の翌日から10日以内に「雇用保険被保険者資格喪失届」とともに管轄の公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)へ提出する必要があります。
- ② 転職が確定し離職票発行を希望しない従業員もいますが、退職後に発行を希望される方が一定数います。後から作成する手間を考えると可能な限り離職証明書を作成、提出し、離職票を退職者へ発行することをお勧めします。特に59歳以上で退職する場合は、必ず手続きを行いましょ。
- ③ 可能であれば退職日の1か月前には退職理由を確定し、退職理由記載欄に事実に沿った理由を記入しましょう。また、退職願や解雇予告通知書等を整備し、退職理由の認識相違から生じるトラブルに発展しないよう、退職予定の従業員との退職理由の合意のプロセスは丁寧に行いましょう。
- ④ 賃金計算期間の途中で退職する場合など、離職証明書提出期限までに最終月の給与額が確定しない場合は、その欄を未計算として提出しましょう。後日ハローワークから確定額を求められた場合はすみやかに報告しましょう。
- ⑤ 私傷病により休職したまま離職し、賃金の支給のない賃金計算期間がある場合は、備考欄に「私傷病により欠勤」等支給額がゼロ円となる理由を明記しましょう。
- ⑥ 離職証明書の記載要領を厚生労働省やハローワークが公表していますが、「被保険者期間算定対象期間」「賃金支払基礎日数」「完全月」など専門用語が並んでいます。それぞれの言葉が何を指し示すものなのか「雇用保険事務手続きの手引き」等参照し、不明な点は管轄のハローワークへ確認しましょう。  
「雇用保険事務手続きの手引き」  
[\[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131698.html\]](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131698.html)  
「雇用保険被保険者離職証明書記載例」  
[\[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/jigyosomainhokennryoumada/hokenkanyu/risyoku.html\]](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/jigyosomainhokennryoumada/hokenkanyu/risyoku.html)

### 労働保険・雇用保険関係の事務手続きに関連する改正情報

令和4年1月以後改正が予定されている労働保険・雇用保険関係の事務手続きに関連する事項を下記にまとめました。

施行年月日	改正概要
令和4年1月	複数事業就業者のうち労働時間が複数事業場を合計して20時間以上となった65歳以上の高齢者が希望した場合は、雇用保険が適用されるマルチジョブホルダー制度が始まりました。継続事業に係る労働保険関係成立や労働保険年度更新申告の電子申請様式に、一問一答形式(QA方式)が導入されました。
令和4年4月	雇用保険料率が労使合わせて賃金の0.95%へ改訂されます。(令和4年2月1日閣議決定)
令和4年10月	雇用保険料率が労使合わせて賃金の1.35%へ改訂されます。(令和4年2月1日閣議決定)

雇用保険資格喪失届や雇用保険被保険者離職証明書に関するご不明点等は管轄のハローワークへご照会ください。

# 100年時代に備える マネープラン

## 離婚による年金分割

今回は、夫婦が離婚する場合の年金分割についてです。2007年4月から、婚姻期間中に厚生年金に加入していた期間があったり、老齢厚生年金を受給している人などが離婚した場合に「年金」を分割できるようになりました。

ファイナンシャルプランナー  
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き生き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

## 分割は厚生年金の納付記録

年金分割は、婚姻期間中（07年3月以前も含む）に支払った厚生年金の保険料納付記録を分割する仕組みです。この納付記録は、将来に受け取る年金額の計算をする基礎となるものです。独身時代や夫婦とも厚生年金に加入しなかった期間は分割対象にはなりません。分割できる割合は最大2分の1です。この範囲内で夫婦での合意か、合意できなければ家庭裁判所で分割割合を決めます。

妻が専業主婦（第3号被保険者）の期間については、夫から妻へ納付記録の一部が分割されることとなります。なお、08年4月以降の専業主婦の期間については、夫が支払った厚生年金の保険料は夫婦共同で負

担したものとして夫の合意がなくても強制的に2分の1に分割されます。これが内助の功に報いる「3号分割制度」です。

夫婦とも厚生年金に加入する共働きの場合は、婚姻期間中の納付記録を合計して「多い方から少ない方へ」分割されます。例えば、夫より収入の高い妻、この夫婦が離婚すると、妻から夫へ納付記録の一部が渡されることとなります。また、すでに老齢厚生年金を受け取っている人が離婚した場合も、同様に年金の分割ができます。なお、離婚による年金分割の請求手続きは、離婚したときから原則2年以内です。

## 分割された年金はいつからもらえるのか

老齢厚生年金を受け取るときに、年金分割で増えた（または減った）分が反映されます。老齢厚生年金の支給開始年齢は生年月日・男女別などにより異なります。まだ年金受給できる年齢ではない場合の離婚では、自身の年金支給開始年齢までしばらく待つこととなります。一方、すでに年金を受け取っている人が離婚した場合は、年金分割を請求した翌月分から上乗せ（または減額）となります。

例えば、老齢厚生年金を受給中の60代の夫と50代の

専業主婦が離婚して年金分割をすると、夫は翌月分から年金額が減りますが、分割を受けた妻の方は60歳以降の受給開始年齢に達してからの受け取りになります。

年金分割した場合、離婚した一方がその後に死亡したとしても分割された年金はそのまま受け取れます。また、年金分割を受けた者が再婚しても同様に受け取れます。

## 離婚の前に遺族年金も考慮して

離婚を考えるときに経済的なことが重要になります。離婚によりいくらの年金額になるのかを相手に知られることなく確認できます。事前に年金事務所で相談しましょう。

また、離婚の前には、将来に受け取る（かもしれない）遺族厚生年金の額も考慮する必要があります。参考までに、夫がサラリーマンで妻が専業主婦とする

と、妻が受け取る遺族厚生年金は、夫が受給する老齢厚生年金の75%の額となります（妻にも老齢厚生年金があれば調整されます）。このように、離婚して分割される年金額より、遺族厚生年金の方が多いのは明らかです。このようなことも考慮して、離婚するかしないかを慎重に検討しましょう。